

空き家片付け補助金について (R7年度版)



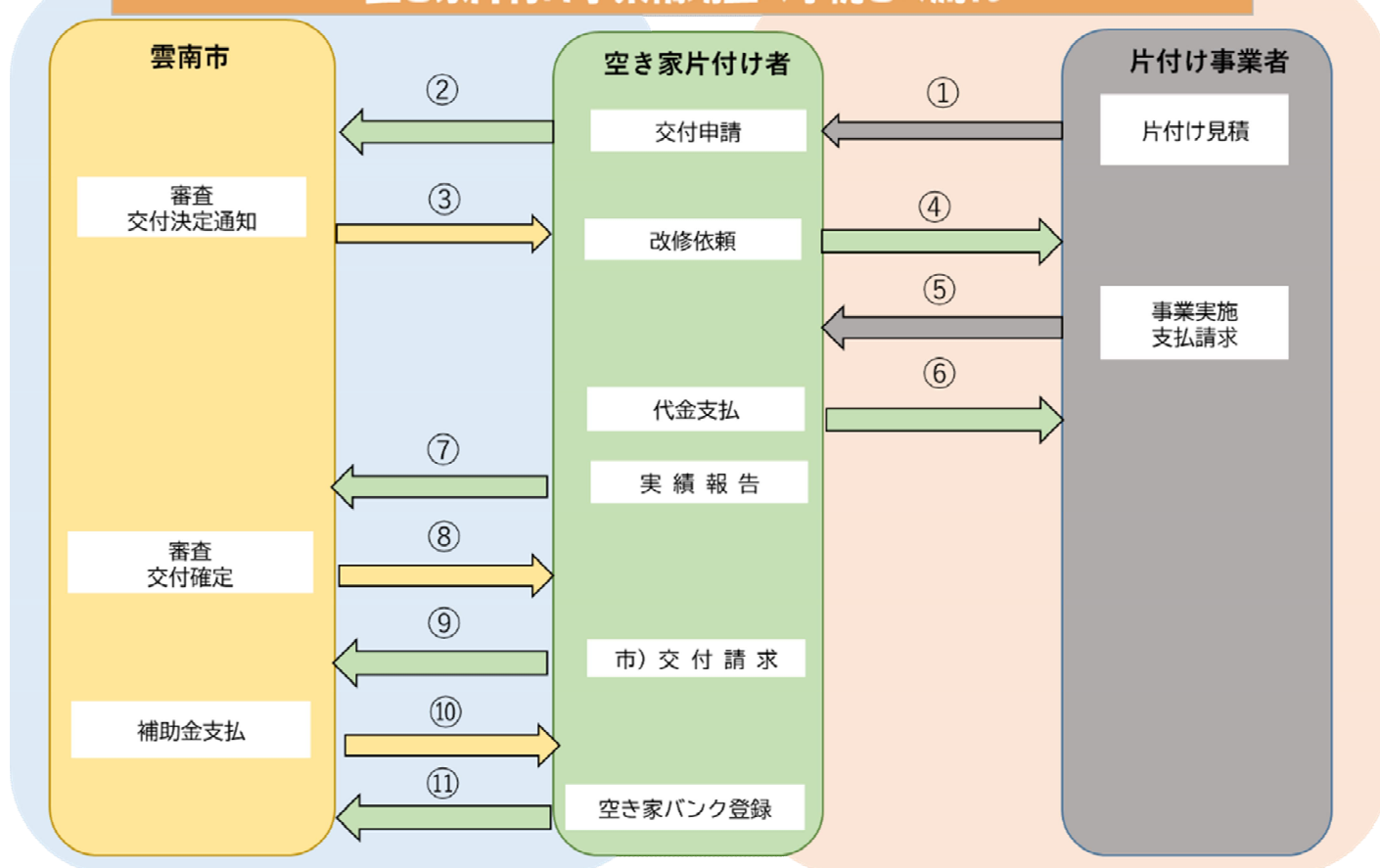
空き家バンクに登録する物件の片付けを行う場合に、片付けに要する費用の一部を助成します。

対象者	(1) 空き家所有者 (2) 地域自主組織、自治会等、NPO 法人、市長が適当と認める公益性を有する団体 (空き家利用希望者のために、空き家を借り受ける場合)
対象経費	居住に必要な部分の片付けに要する経費（消費税を除く） ただし、対象経費2万円以上
対象物件	・ 空き家バンク登録前の物件 ・ 令和7年3月31日以前に空き家バンクに登録された物件
補助金額	上限10万円（対象経費の2分の1以内）（令和7年度より拡充）
備考	・ 片付け後の補助金申請は認めない。 ・ 片付け業者は、市内に事務所、事業所を有する法人、個人に限る。 ・ 片付けを実施した物件を補助金交付後、10年未満で取り壊す場合は、補助金返還の場合あり。

※ 予算に達し次第、受付を終了する場合あり。

※ 上記の他に補助金交付のための条件あり。

空き家片付け事業補助金の手続きの流れ



空き家片付け補助金の詳細、申請の方法等については、うなん暮らし推進課までお問合せください。

【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

Tel : 0854-40-1014

Fax : 0854-40-1029

unnangurashi@city.unnan.shimane.jp